令和5年度 第3回鴨川市環境審議会 会議議事録

日 時 令和5年12月15日(金) 15時00分開会 16時47分閉会

場 所 鴨川市役所 7階会議室

出席者 委員6名、事務局

(委員:飯塚委員、中野委員、田村委員、保田委員、齋藤委員、伊藤委員)

欠 席 者 鎌田委員、藤原委員、本多委員、田原委員

配布資料 1. 議会次第

- 2. 鴨川市環境審議会委員名簿及び同審議会規則
- 3. 鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の改定について (し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料の改定について)
- 4. 池田地区メガソーラー計画の概要資料

議 事 令和5年度 し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料の改定について その他

報 告 池田地区メガソーラーについて

発信者	要旨
事務局	こんにちは。本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございま
	す。私、本日の司会進行を務めさせていただきます。環境課清掃センターの渡邉と
	申します。どうぞよろしくお願いいたします。
	それでは定刻になりましたので会議を始めさせていただきます。
	本日の会議でございますが、出席委員は6名でございます。「鴨川市環境審議会
	規則」第3条第2項の規定により審議会の成立は過半数に達しておりますので、本
	審議会が成立致しますことをご報告申し上げます。
	ただ今から「令和5年度第3回鴨川市環境審議会」を開催させていただきます。
	本日の会議でございますけれども、「鴨川市付属機関等の会議の公開に関する実
	施要領」第3条の規定によりまして原則として会議を公開しております。本日の会
	議におきましては傍聴のお申し出をされている方がいらっしゃいますのでご報告
	申し上げます。
	また、会議録を作成し原則として公開することとなっております。本日の会議を
	録音させていただきますのでご了承くださるようお願い申し上げます。会議に先立
	ちまして、配布資料の確認をさせていただきたいと存じます。
	1枚目A4用紙、本日の次第でございます。
	次に、「第3回環境審議会 検討資料 し尿及び浄化槽汚泥処理手数料の改定につ
	いて」と「池田地区メガソーラー計画の概要」でございます。配布漏れは、ござい
	ませんでしょうか。
	はい。ないようでございます。
	それでは、はじめに田村会長よりごあいさつをお願いいたします。

田村会長	(会長挨拶)
事務局	ありがとうございました。
	続きまして、この場をお借りし、鴨川市長よりご挨拶をお願いいたします。
市長	(市長挨拶)
事務局	市長ありがとうございました。
	議長につきましては、「鴨川市環境審議会規則」第3条第1項で審議会の議長は
	会長が行うとなっておりますので、田村会長、議長席の方へ移動をお願いいたしま
	す。
田村会長	それでは議長を務めさせていただきます。
	はじめに会議録署名人を指名させていただきたいと思います。本審議会の会議録
	署名人につきましては私から指名してよろしいでしょうか。
	はい。ありがとうございます。
	それでは、今回名簿順に中野委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いし
	ます。それでは、議事に入る前に傍聴人の入室をお願いします。
	(傍聴人 5名入室)

議事

し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料の改定について

発信者	要旨
田村会長	それでは議事に入らせていただきます。議事の「し尿及び浄化槽汚泥処理手数料
	の改定について」を議題といたします。事務局による説明お願いいたします。
	(事務局による説明)
田村会長	ただ今、事務局の説明についてご意見ご質問ご提言ありましたらお願いします。
	ご意見ございませんか。
事務局	お諮りしたいのが 117%という日銀の指標でございます。その指標を用いてどうか
	というところでございます。実際に許可業者の皆様より聞き取りや、また賃上等々
	のお話を伺う中では 20%程というようなお話もございました。但しそれらの感覚で
	これをアップする訳には参りませんので、一般的に使われている日銀の指数を確認
	したところ、2020年から117%増、ということがございました。こちらの指数につい
	ては、電気代や燃料代等に限ったものではなく、パソコンの使用料等を全て含んだ、
	一般的な会社経営に係る全てのものを網羅された年間の総平均値で確認しておりま
	すので、一般的な数値として使うことでよろしいかという点と、これまで定額制で
	運用して参りましたが、それらを従量制に移行することで、合併浄化槽、単独浄化
	槽の単価を統一するような方式で整理したいと考えてございますので、ご意見頂け
	ればと思います。
中野委員	上昇率 117%ということですが、これがひとつの基準になると思いました。
	今現行のものにこれを加味してやると具体的にはおいくらになりますか。

事務局	その際、単独浄化槽と合併浄化槽、生し尿これらをすべて一度まとめて処理単価
₹ 4 <i>0</i> 77FB	を算出するということを考えております。それぞれ一つずつにかけますと、どうし
	ても単独浄化槽については単価が現行単価で 19.1 円という数字になってしまいま
	す。資料4ページの中段の表でございます。
	これらの数字をすべてこちらに入れておりませんが、単独浄化槽の汚泥としての
	年間処理料が衛生センターで把握できます。単独浄化槽として1年間衛生センター
	に入ったし尿の量というのがあり、それに対して、人槽ごとに何人槽のものが入っ
	たというデータがあります。定額なので、リットルあたりを割り返しますと、19.1
	円という単価が確認出来ます。これら単独浄化槽だけに19.1円の状態で117%をか
	けるとバランス的に単独浄化槽が非常に高くなってしまうということもあります
	ので、それらを踏まえて一度し尿と合併浄化槽、単独浄化槽を全て合わせ本市の汚
	泥処理単価を出し、それに117%をかけて全てを平均した単価として設定したい考え
	でございます。
 中野委員	先程の質問は 117%アップだとおいくらになりますかということでした。13 円だっ
11133	たら 117 から 2.2 倍ではないでしょうか。
事務局	13.2円だと、15.4円です。
中野委員	17%アップということですか。117%アップではないのですね。
事務局	はい。17%アップです。
中野委員	17%アップですね。117%だから 2.17 倍になるって思っていました。すみません
	失礼しました。聞いて良かったです。業者は2割アップくらいのことを言っている
	ということですね。
事務局	はい。打ち合わせの中では、指標とほぼ合っています。
中野委員	質問よろしいでしょうか。し尿処理は、生し尿、それと合併浄化槽と単独浄化槽
	と3つあるようですが、この割合はだいたいどのくらいなのか。
事務局	はい。現行の年間処理量の平均値は、生し尿が30%です。合併浄化槽が54%、単独
	浄化槽が 16%でございます。
中野委員	汲み取りの回数は生し尿の方が合併浄化槽より多いですか。多いでしょうね。
事務局	回数が多くて1回の量が非常に少ないという形になります。便槽が浄化槽のよう
	に大きなものではなく敷地内の面積によります。
飯塚委員	例えば同じ家族でしたら生し尿の方が1年間の汲み取りで増えてしまうでしょ
	う。合併浄化槽だと、生し尿より水分がもっと圧縮されて汚泥の密度が高いでしょ
	う。生し尿の方が同じ条件だったら、年間トータルで液体が多いから増えますよね。
	回数はどのくらい増えますか。汚泥がきちっと凝縮されているでしょう。同じ量で
	引き取っても実際の汚泥の量は違いますよね。実際どのくらい違いますか。
事務局	計算上ですと、生し尿の場合は1回汲み取りに行くと平均で200リットルしか汲
	んでおりませんけれども月1回200リットル汲む。かたや浄化槽の場合は年1回、
	実際的には2年に1回程度ですが5人槽の平均値で大体1,400 リットル、1.4 トン
	を2年に1回か毎月200リットルと見込まれます。ケースバイケースで。実際は2

すると年間700 リットルで毎年1回汲んでいらっしゃるとご指摘のとおり、生し尿の方が毎月200 リットルですので多くなると思います。 田村会長 ほかにご意見ございませんか。		年に1回だと思いますので、毎年は実際汲んでいらっしゃらないと思います。そう
の方が毎月200リットルですので多くなると思います。 田村会長 ほかにご意見ございませんか。 斎藤委員 そうすると、何をどう決議したいのか。 117%の採用で上昇率を後量制に切り替えて単価を統一し、その中で留意すべき事項や参考に注意した方が良い物があればお聞かせいただきながら、次回の会議でご提案させていただきたいと思います。 遊量制にしていなかった理由があると思うのです。それを今の話を聞いていると、合併浄化槽のて手間が違うと思う。違う物を同じことにしてよいのかどうか、そこのことが専門家の方たちの話を聞きたい。ただ一緒にしてよいのかどうか、そこのことが専門家の方たちの話を聞きたい。ただ一緒にしてよいのかとうか、そこのことが専門家の方たちの話を聞きたい。ただ一緒にしてよいのかとうか、そこのことが専門家の方たちの話を聞きたい。ただ一緒にしよいのかと言われたら、一緒にしても簡単だからよいのかと思いますが、手間が違うことを一緒に出来ないですよね。 事務局 実際に現行の単価で条例の方を見ると分かるとおり、し尿と合併浄化槽は同じ従量制で運用されております。単独浄化槽で対が定額でございます。 単独浄化槽が先に出来て、合併浄化槽の登場というのは後、最近になってからでございますので、基本は浄化槽というのは単独浄化槽で始まりました。その際に単価設定が当時なされて、人槽ごとに設定がされました。合併浄化槽になった際にはし尿と合併浄化槽。同じ従量制でも全く問題がない状態となっております。過去に設定された歴史があって、単独浄化槽に定額が残ってしまっている。許可業者さんもそれを使って運用する中で、切り替えるまでに至らなかったということが考えられます。 齋藤委員 問題ないということですか。 事務局 はい。 申務局 はい。 中野委員 合併浄化槽と単独浄化槽というのは同じものだと考えればよいわけですね。 事務局 はいよりますか。作業の大度さとか特にないですか。 処理観から考えると単独は生とは違うと、合併と単独で処理側からすると何か違いはありますか。作業の大変さとか特にないですか。 処理経費とかですか。 処理経費とかですか。 処理経費とかですか。 処理経費とかですか。 処理経費とかですか。 処理経費とかですか。 処理経費とかですか。 処理経費とかですか。 の理経費とかですか。		
田村会長 ほかにご意見ございませんか。		
 斎藤委員 そうすると、何をどう決議したいのか。 事務局 117%の採用で上昇率を従量制に切り替えて単価を統一し、その中で留意すべき事項や参考に注意した方が良い物があればお問かせいただきながら、次回の会議でご提案させていただきたいと思います。 療藤委員 従量制にしていなかった理由があると思うのです。それを今の話を聞いていると、合併浄化槽って手間が違うと思う。違う物を同じことにしてよいのかどうか、そこのことが専門家の方たちの話を聞きたい。ただ一緒にしてよいのかと言われたら、一緒にしても簡単だからよいのかと思いますが、手間が違うことを一緒に出来ないですよね。 事務局 実際に現行の単価で条例の方を見ると分かるとおり、し尿と合併浄化槽は同じ従量制で運用されております。単独浄化槽だけが定額でございます。 単独浄化槽が先に出来て、合併浄化槽の登場というのは後、最近になってからでございますので、基本は浄化槽というのは単独浄化槽で始まりました。その際に単価設定が当時なされて、人槽ごとに設定がおれました。合併浄化槽になった際にはし尿と合併浄化槽、同じ従量制でも全く問題がない状態となっておりました。法と、設定された歴史があって、単独浄化槽に定額が残ってしまっている。許可業者さんもそれを使って運用する中で、切り替えるまでに至らなかったということが考えられます。 齋藤委員 問題ないということですか。 事務局 はい。 田村会長 合併浄化槽と単独浄化槽というのは同じものだと考えればよいわけですね。事務局はい。 中野委員 合併体性性と単独浄化槽というのは同じものだと考えればよいわけですね。 事務局はいます。性能も処理する物も異なります。 中野委員 合併は推排するもの、単独はそのし尿だけで浄化槽ですか。 処理機から考えると単独は生とは違うと、合併と単独で処理側からすると何か違いはありますか。作業の大変さとか特にないですか。 処理経費とかですか。 処理経費とかですか。 処理経費といですか。 処理経費といですか。 処理経費といですか。 	H11.0 E	
 事務局 117%の採用で上昇率を従量制に切り替えて単価を統一し、その中で留意すべき事項や参考に注意した方が良い物があればお関かせいただきながら、次回の会議でご提案させていただきたいと思います。 齋藤委員 従量制にしていなかった理由があると思うのです。それを今の話を関いていると、合併浄化槽って手間が違うと思う。違う物を同じことにしてよいのかどうか、そこのことが専門家の方たちの話を聞きたい。ただ一緒にしてよいのかと言われたら、一緒にしても簡単だからよいのかと思いますが、手間が違うことを一緒に出来ないですよね。 事務局 実際に現行の単価で条例の方を見ると分かるとおり、し尿と合併浄化槽は同じ従量制で運用されております。単独浄化槽だけが定額でございます。単独浄化槽が先に出来て、合併浄化槽の登場というのは後、最近になってからでございますので、基本は浄化槽というのは単独浄化槽で始まりました。その際に単価設定が当時なされて、人槽ごとに設定がされました。合併浄化槽になった際にはし尿と合併浄化槽、同じ従量制でも全く問題がない状態となっております。過去に設定された歴史があって、単独浄化槽に定額が残ってしまっている。許可業者さんもそれを使って運用する中で、切り替えるまでに至らなかったということが考えられます。 齋藤委員 問題ないということですか。 事務局 はい。 田村会長 合併浄化槽と単独浄化槽というのは同じものだと考えればよいわけですね。事務局違います。性能も処理する物も異なります。 合併は維排するもの、単独はそのし尿だけで浄化槽ですか。処理側から考えると単独は生とは違うと、合併と単独で処理側からすると何か違いはありますか。作業の大変さとか特にないですか。 処理経費とかですか。 処理経費とかですか。 処理経費とかですか。 処理経費とかですか。 のと呼吸がよりません。大きなものは当然時間がかかります。 	. , , , , , , ,	
項や参考に注意した方が良い物があればお聞かせいただきながら、次回の会議でご 提案させていただきたいと思います。 童藤委員 従量制にしていなかった理由があると思うのです。それを今の話を聞いていると、合併浄化槽って手間が違うと思う。違う物を同じことにしてよいのかどうか、そこのことが専門家の方たちの話を聞きたい。ただ一緒にしてよいのかと言われたら、一緒にしても簡単だからよいのかと思いますが、手間が違うことを一緒に出来ないですよね。 事務局 実際に現行の単価で条例の方を見ると分かるとおり、し尿と合併浄化槽は同じ従量制で運用されております。単独浄化槽だけが定額でございます。 単独浄化槽が先に出来て、合併浄化槽の登場というのは後、最近になってからでございますので、基本は浄化槽というのは単独浄化槽で始まりました。その際に単価設定が当時なされて、人槽ごとに設定がされました。合併浄化槽になった際にはし尿と合併浄化槽、同じ従量制でも全く問題がない状態となっております。過去に設定された歴史があって、単独浄化槽に定額が残ってしまっている。許可業者さんもそれを使って運用する中で、切り替えるまでに至らなかったということが考えられます。 童藤委員 問題ないということですか。 事務局 はい。 田村会長 合併浄化槽と単独浄化槽というのは同じものだと考えればよいわけですね。 連います。性能も処理する物も異なります。 合併は雑排するもの、単独はそのし尿だけで浄化槽ですか。 処理側から考えると単独は生とは違うと、合併と単独で処理側からすると何か違いはありますか。作業の大変さとか特にないですか。 理経費とかですか。 事務局 処理が大変かというのは、清掃する時のそれは特に違いは聞いておりません。大きなものは当然時間がかかります。		
接案させていただきたいと思います。		
 で最終委員 従量制にしていなかった理由があると思うのです。それを今の話を聞いていると、合併浄化槽って手間が違うと思う。違う物を同じことにしてよいのかどうか、そこのことが専門家の方たもの話を聞きたい。ただ一緒にしてよいのかと言われたら、一緒にしても簡単だからよいのかと思いますが、手間が違うことを一緒に出来ないですよね。 事務局 実際に現行の単価で条例の方を見ると分かるとおり、し尿と合併浄化槽は同じ従量制で連用されております。単独浄化槽だけが定額でございます。単独浄化槽が先に出来て、合併浄化槽の登場というのは後、最近になってからでございますので、基本は浄化槽というのは単独浄化槽があまりました。その際に単価設定が当時なされて、人槽ごとに設定がされました。合併浄化槽になった際にはし尿と合併浄化槽、同じ従量制でも全く問題がない状態となっておりまさい。設定された歴史があって、単独浄化槽に定額が残ってしまっている。許可業者さんもそれを使って運用する中で、切り替えるまでに至らなかったということが考えられます。 		項や参考に注意した方が良い物があればお聞かせいただきながら、次回の会議でご
と、合併浄化槽って手間が違うと思う。違う物を同じことにしてよいのかどうか、そこのことが専門家の方たちの話を聞きたい。ただ一緒にしてよいのかと言われたら、一緒にしても簡単だからよいのかと思いますが、手間が違うことを一緒に出来ないですよね。 事務局 実際に現行の単価で条例の方を見ると分かるとおり、し尿と合併浄化槽は同じ従量制で運用されております。単独浄化槽だけが定額でございます。 単独浄化槽が先に出来て、合併浄化槽の登場というのは後、最近になってからでございますので、基本は浄化槽というのは単独浄化槽で始まりました。その際に単価設定が当時なされて、人槽ごとに設定がされました。合併浄化槽になった際にはし尿と合併浄化槽、同じ従量制でも全く問題がない状態となっております。過去に設定された歴史があって、単独浄化槽に定額が残ってしまっている。許可業者さんもそれを使って運用する中で、切り替えるまでに至らなかったということが考えられます。 齋藤委員 問題ないということですか。 事務局 はい。 田村会長 合併浄化槽と単独浄化槽というのは同じものだと考えればよいわけですね。 違います。性能も処理する物も異なります。 合併は雑排するもの、単独はそのし尿だけで浄化槽ですか。 処理側から考えると単独は生とは違うと、合併と単独で処理側からすると何か違いはありますか。作業の大変さとか特にないですか。 田村会長 処理経費とかですか。 事務局 処理が大変かというのは、清掃する時のそれは特に違いは聞いておりません。大きなものは当然時間がかかります。		提案させていただきたいと思います。
そこのことが専門家の方たちの話を聞きたい。ただ一緒にしてよいのかと言われたら、一緒にしても簡単だからよいのかと思いますが、手間が違うことを一緒に出来ないですよね。 事務局 実際に現行の単価で条例の方を見ると分かるとおり、し尿と合併浄化槽は同じ従量制で運用されております。単独浄化槽だけが定額でございます。単独浄化槽が先に出来て、合併浄化槽の登場というのは後、最近になってからでございますので、基本は浄化槽というのは単独浄化槽で始まりました。その際に単価設定が当時なされて、人槽ごとに設定がされました。合併浄化槽になった際にはし尿と合併浄化槽、同じ従量制でも全く問題がない状態となっております。過去に設定された歴史があって、単独浄化槽に定額が残ってしまっている。許可業者さんもそれを使って運用する中で、切り替えるまでに至らなかったということが考えられます。 齋藤委員 問題ないということですか。 事務局 はい。 田村会長 合併浄化槽と単独浄化槽というのは同じものだと考えればよいわけですね。 違います。性能も処理する物も異なります。 合併は維排するもの、単独はそのし尿だけで浄化槽ですか。 処理側から考えると単独は生とは違うと、合併と単独で処理側からすると何か違いはありますか。作業の大変さとか特にないですか。 処理経費とかですか。 処理経費とがですか。 処理経費とがですか。 処理経費とがですか。 の理が大変かというのは、清掃する時のそれは特に違いは聞いておりません。大きなものは当然時間がかかります。	齋藤委員	従量制にしていなかった理由があると思うのです。それを今の話を聞いている
 ら、一緒にしても簡単だからよいのかと思いますが、手間が違うことを一緒に出来ないですよね。 事務局 実際に現行の単価で条例の方を見ると分かるとおり、し尿と合併浄化槽は同じ従量制で運用されております。単独浄化槽だけが定額でございます。 単独浄化槽が先に出来て、合併浄化槽の登場というのは後、最近になってからでございますので、基本は浄化槽というのは単独浄化槽で始まりました。その際に単価設定が当時なされて、人槽ごとに設定がされました。合併浄化槽になった際にはし尿と合併浄化槽、同じ従量制でも全く問題がない状態となっております。過去に設定された歴史があって、単独浄化槽に定額が残ってしまっている。許可業者さんもそれを使って運用する中で、切り替えるまでに至らなかったということが考えられます。 ごびまって、単独浄化槽と定額が残ってしまっている。許可業者さんもそれを使って運用する中で、切り替えるまでに至らなかったということが考えられます。 電筋を負 市場合した。合併浄化槽と単独浄化槽というのは同じものだと考えればよいわけですね。 事務局 違います。性能も処理する物も異なります。 合併は維排するもの、単独はそのし尿だけで浄化槽ですか。 処理側から考えると単独は生とは違うと、合併と単独で処理側からすると何か違いはありますか。作業の大変さとか特にないですか。 し理経費とかですか。 処理経費とかですか。 の理が大変さとか特にないですか。 し理経費とかですか。 し理経費とかですか。 し理経費とかですか。 し理経費とかですか。 し理経費とがされたいかります。 しまれている。 はおりますが、手術の大変さとか特にないですか。 はおりますが、手術の大変さとが特にないですか。 はおりますが、手術の大変がというのは、清掃する時のそれは特に違いは聞いておりません。大きなものは当然時間がかかります。 		と、合併浄化槽って手間が違うと思う。違う物を同じことにしてよいのかどうか、
本いですよね。 事務局 実際に現行の単価で条例の方を見ると分かるとおり、し尿と合併浄化槽は同じ従量制で運用されております。単独浄化槽だけが定額でございます。 単独浄化槽が先に出来て、合併浄化槽の登場というのは後、最近になってからでございますので、基本は浄化槽というのは単独浄化槽で始まりました。その際に単価設定が当時なされて、人槽ごとに設定がされました。合併浄化槽になった際にはし尿と合併浄化槽、同じ従量制でも全く問題がない状態となっております。過去に設定された歴史があって、単独浄化槽に定額が残ってしまっている。許可業者さんもそれを使って運用する中で、切り替えるまでに至らなかったということが考えられます。 「関題ないということですか。 事務局 はい。 田村会長 合併浄化槽と単独浄化槽というのは同じものだと考えればよいわけですね。 事務局 違います。性能も処理する物も異なります。 一中野委員 合併は雑排するもの、単独はそのし尿だけで浄化槽ですか。 処理側から考えると単独は生とは違うと、合併と単独で処理側からすると何か違いはありますか。作業の大変さとか特にないですか。 処理経費とかですか。 事務局 処理経費とかですか。 の理が大変かというのは、清掃する時のそれは特に違いは聞いておりません。大きなものは当然時間がかかります。		そこのことが専門家の方たちの話を聞きたい。ただ一緒にしてよいのかと言われた
事務局 実際に現行の単価で条例の方を見ると分かるとおり、し尿と合併浄化槽は同じ従量制で運用されております。単独浄化槽だけが定額でございます。単独浄化槽が先に出来て、合併浄化槽の登場というのは後、最近になってからでございますので、基本は浄化槽というのは単独浄化槽で始まりました。その際に単価設定が当時なされて、人槽ごとに設定がされました。合併浄化槽になった際にはし尿と合併浄化槽、同じ従量制でも全く問題がない状態となっております。過去に設定された歴史があって、単独浄化槽に定額が残ってしまっている。許可業者さんもそれを使って運用する中で、切り替えるまでに至らなかったということが考えられます。 問題ないということですか。 事務局 はい。 日村会長 合併浄化槽と単独浄化槽というのは同じものだと考えればよいわけですね。 事務局 違います。性能も処理する物も異なります。 合併は雑排するもの、単独はそのし尿だけで浄化槽ですか。 処理側から考えると単独は生とは違うと、合併と単独で処理側からすると何か違いはありますか。 作業の大変さとか特にないですか。 処理経費とかですか。 処理経費とかですか。 処理経費とかですか。 と のは当然時間がかかります。		ら、一緒にしても簡単だからよいのかと思いますが、手間が違うことを一緒に出来
量制で運用されております。単独浄化槽だけが定額でございます。 単独浄化槽が先に出来て、合併浄化槽の登場というのは後、最近になってからで ございますので、基本は浄化槽というのは単独浄化槽で始まりました。その際に単 価設定が当時なされて、人槽ごとに設定がされました。合併浄化槽になった際には し尿と合併浄化槽、同じ従量制でも全く問題がない状態となっております。過去に 設定された歴史があって、単独浄化槽に定額が残ってしまっている。許可業者さん もそれを使って運用する中で、切り替えるまでに至らなかったということが考えら れます。 齋藤委員 問題ないということですか。 事務局 はい。 田村会長 合併浄化槽と単独浄化槽というのは同じものだと考えればよいわけですね。 事務局 違います。性能も処理する物も異なります。 中野委員 合併は雑排するもの、単独はそのし尿だけで浄化槽ですか。 処理側から考えると単独は生とは違うと、合併と単独で処理側からすると何か違い はありますか。作業の大変さとか特にないですか。 処理経費とかですか。 処理経費とかですか。 処理経費とかですか。 処理経費とかですか。 処理経費とかですか。 処理経費とかですか。 の理経費とかですか。 の知経費とかですか。		ないですよね。
単独浄化槽が先に出来て、合併浄化槽の登場というのは後、最近になってからで ございますので、基本は浄化槽というのは単独浄化槽で始まりました。その際に単 価設定が当時なされて、人槽ごとに設定がされました。合併浄化槽になった際には し尿と合併浄化槽、同じ従量制でも全く問題がない状態となっております。過去に 設定された歴史があって、単独浄化槽に定額が残ってしまっている。許可業者さん もそれを使って運用する中で、切り替えるまでに至らなかったということが考えられます。 問題ないということですか。 事務局 はい。 日村会長 合併浄化槽と単独浄化槽というのは同じものだと考えればよいわけですね。 事務局 違います。性能も処理する物も異なります。 合併は雑排するもの、単独はそのし尿だけで浄化槽ですか。 処理側から考えると単独は生とは違うと、合併と単独で処理側からすると何か違い はありますか。作業の大変さとか特にないですか。 処理経費とかですか。 処理経費とかですか。 処理経費とかですか。 と 処理経費とかですか。 処理経費とかですか。 の 処理経費とかですか。 と のは当然時間がかかります。	事務局	実際に現行の単価で条例の方を見ると分かるとおり、し尿と合併浄化槽は同じ従
ございますので、基本は浄化槽というのは単独浄化槽で始まりました。その際に単価設定が当時なされて、人槽ごとに設定がされました。合併浄化槽になった際にはし尿と合併浄化槽、同じ従量制でも全く問題がない状態となっております。過去に設定された歴史があって、単独浄化槽に定額が残ってしまっている。許可業者さんもそれを使って運用する中で、切り替えるまでに至らなかったということが考えられます。		量制で運用されております。単独浄化槽だけが定額でございます。
 価設定が当時なされて、人槽ごとに設定がされました。合併浄化槽になった際にはし尿と合併浄化槽、同じ従量制でも全く問題がない状態となっております。過去に設定された歴史があって、単独浄化槽に定額が残ってしまっている。許可業者さんもそれを使って運用する中で、切り替えるまでに至らなかったということが考えられます。 齋藤委員 問題ないということですか。 事務局 はい。 申村会長 合併浄化槽と単独浄化槽というのは同じものだと考えればよいわけですね。 事務局 違います。性能も処理する物も異なります。 中野委員 合併は雑排するもの、単独はそのし尿だけで浄化槽ですか。 処理側から考えると単独は生とは違うと、合併と単独で処理側からすると何か違いはありますか。作業の大変さとか特にないですか。 田村会長 処理経費とかですか。 事務局 処理が大変かというのは、清掃する時のそれは特に違いは聞いておりません。大きなものは当然時間がかかります。 		単独浄化槽が先に出来て、合併浄化槽の登場というのは後、最近になってからで
し尿と合併浄化槽、同じ従量制でも全く問題がない状態となっております。過去に設定された歴史があって、単独浄化槽に定額が残ってしまっている。許可業者さんもそれを使って運用する中で、切り替えるまでに至らなかったということが考えられます。 齋藤委員 問題ないということですか。 事務局 はい。 田村会長 合併浄化槽と単独浄化槽というのは同じものだと考えればよいわけですね。 事務局 違います。性能も処理する物も異なります。 中野委員 合併は雑排するもの、単独はそのし尿だけで浄化槽ですか。 処理側から考えると単独は生とは違うと、合併と単独で処理側からすると何か違いはありますか。作業の大変さとか特にないですか。 田村会長 処理経費とかですか。 東務局 処理が大変かというのは、清掃する時のそれは特に違いは聞いておりません。大きなものは当然時間がかかります。		ございますので、基本は浄化槽というのは単独浄化槽で始まりました。その際に単
設定された歴史があって、単独浄化槽に定額が残ってしまっている。許可業者さんもそれを使って運用する中で、切り替えるまでに至らなかったということが考えられます。 齋藤委員 問題ないということですか。 事務局 はい。 田村会長 合併浄化槽と単独浄化槽というのは同じものだと考えればよいわけですね。 事務局 違います。性能も処理する物も異なります。 中野委員 合併は雑排するもの、単独はそのし尿だけで浄化槽ですか。 処理側から考えると単独は生とは違うと、合併と単独で処理側からすると何か違いはありますか。作業の大変さとか特にないですか。 田村会長 処理経費とかですか。 東務局 処理が大変かというのは、清掃する時のそれは特に違いは聞いておりません。大きなものは当然時間がかかります。		価設定が当時なされて、人槽ごとに設定がされました。合併浄化槽になった際には
もそれを使って運用する中で、切り替えるまでに至らなかったということが考えられます。 齋藤委員 問題ないということですか。 事務局 はい。 田村会長 合併浄化槽と単独浄化槽というのは同じものだと考えればよいわけですね。 事務局 違います。性能も処理する物も異なります。 中野委員 合併は雑排するもの、単独はそのし尿だけで浄化槽ですか。 処理側から考えると単独は生とは違うと、合併と単独で処理側からすると何か違いはありますか。作業の大変さとか特にないですか。 田村会長 処理経費とかですか。 東務局 処理が大変かというのは、清掃する時のそれは特に違いは聞いておりません。大きなものは当然時間がかかります。		し尿と合併浄化槽、同じ従量制でも全く問題がない状態となっております。過去に
加ます。 おます。 問題ないということですか。 事務局 はい。 日村会長 合併浄化槽と単独浄化槽というのは同じものだと考えればよいわけですね。 事務局 違います。性能も処理する物も異なります。 中野委員 合併は雑排するもの、単独はそのし尿だけで浄化槽ですか。 処理側から考えると単独は生とは違うと、合併と単独で処理側からすると何か違いはありますか。作業の大変さとか特にないですか。 田村会長 処理経費とかですか。 処理経費とかですか。 処理が大変かというのは、清掃する時のそれは特に違いは聞いておりません。大きなものは当然時間がかかります。		設定された歴史があって、単独浄化槽に定額が残ってしまっている。許可業者さん
 齋藤委員 問題ないということですか。 事務局 はい。 田村会長 合併浄化槽と単独浄化槽というのは同じものだと考えればよいわけですね。 事務局 違います。性能も処理する物も異なります。 中野委員 合併は雑排するもの、単独はそのし尿だけで浄化槽ですか。 処理側から考えると単独は生とは違うと、合併と単独で処理側からすると何か違いはありますか。作業の大変さとか特にないですか。 田村会長 処理経費とかですか。 事務局 処理が大変かというのは、清掃する時のそれは特に違いは聞いておりません。大きなものは当然時間がかかります。 		もそれを使って運用する中で、切り替えるまでに至らなかったということが考えら
事務局 はい。 田村会長 合併浄化槽と単独浄化槽というのは同じものだと考えればよいわけですね。 事務局 違います。性能も処理する物も異なります。 中野委員 合併は雑排するもの、単独はそのし尿だけで浄化槽ですか。 処理側から考えると単独は生とは違うと、合併と単独で処理側からすると何か違いはありますか。作業の大変さとか特にないですか。 田村会長 処理経費とかですか。 事務局 処理が大変かというのは、清掃する時のそれは特に違いは聞いておりません。大きなものは当然時間がかかります。		れます。
田村会長 合併浄化槽と単独浄化槽というのは同じものだと考えればよいわけですね。 事務局 違います。性能も処理する物も異なります。 中野委員 合併は雑排するもの、単独はそのし尿だけで浄化槽ですか。 処理側から考えると単独は生とは違うと、合併と単独で処理側からすると何か違いはありますか。作業の大変さとか特にないですか。 田村会長 処理経費とかですか。 事務局 処理が大変かというのは、清掃する時のそれは特に違いは聞いておりません。大きなものは当然時間がかかります。	齋藤委員	問題ないということですか。
事務局違います。性能も処理する物も異なります。中野委員合併は雑排するもの、単独はそのし尿だけで浄化槽ですか。 処理側から考えると単独は生とは違うと、合併と単独で処理側からすると何か違い はありますか。作業の大変さとか特にないですか。田村会長処理経費とかですか。事務局処理が大変かというのは、清掃する時のそれは特に違いは聞いておりません。大きなものは当然時間がかかります。	事務局	はい。
中野委員 合併は雑排するもの、単独はそのし尿だけで浄化槽ですか。	田村会長	合併浄化槽と単独浄化槽というのは同じものだと考えればよいわけですね。
 処理側から考えると単独は生とは違うと、合併と単独で処理側からすると何か違いはありますか。作業の大変さとか特にないですか。 田村会長 処理経費とかですか。 事務局 処理が大変かというのは、清掃する時のそれは特に違いは聞いておりません。大きなものは当然時間がかかります。 	事務局	違います。性能も処理する物も異なります。
はありますか。作業の大変さとか特にないですか。 田村会長 処理経費とかですか。 事務局 処理が大変かというのは、清掃する時のそれは特に違いは聞いておりません。大きなものは当然時間がかかります。	中野委員	合併は雑排するもの、単独はそのし尿だけで浄化槽ですか。
田村会長 処理経費とかですか。 事務局 処理が大変かというのは、清掃する時のそれは特に違いは聞いておりません。大きなものは当然時間がかかります。		処理側から考えると単独は生とは違うと、合併と単独で処理側からすると何か違い
事務局 処理が大変かというのは、清掃する時のそれは特に違いは聞いておりません。大きなものは当然時間がかかります。		はありますか。作業の大変さとか特にないですか。
きなものは当然時間がかかります。	田村会長	処理経費とかですか。
	事務局	処理が大変かというのは、清掃する時のそれは特に違いは聞いておりません。大
		きなものは当然時間がかかります。
伊藤委員 そうすると今まで単独の方が不利な料金だったということですね。	伊藤委員	そうすると今まで単独の方が不利な料金だったということですね。
事務局 不利というのはお客様にとってですか。	事務局	不利というのはお客様にとってですか。
伊藤委員 単独の浄化槽が定額制、人槽別ですよね。合併浄化槽、し尿リットルあたり従量	伊藤委員	単独の浄化槽が定額制、人槽別ですよね。合併浄化槽、し尿リットルあたり従量
制だから13.2円で、こっちは計算してみたら19.1円。単独浄化槽の方が割高な処		制だから 13.2 円で、こっちは計算してみたら 19.1 円。単独浄化槽の方が割高な処
理費を皆さん払っていたという解釈でよいですね。		
事務局はい。	事務局	はい。

伊藤委員	これは同じにしても今の処理手間というのは変わらないということだから、逆に
	同じにする方がよいということですね。
事務局	はい。
伊藤委員	わかりました。私は聞いていて、2割くらいアップならその程度かな、という実
	感です。
	2020 年の物価指数掛け率ならずいぶんこの直近のだけでかけるということだか
	ら、払う側からしたらそんなに不利な計算方法じゃないですね。
事務局	直近でかけただけでも 17%アップしてしまっているので。
中野委員	業者さんも2割くらいと言っていた。落としどころとしては納得感がありますね。
田村会長	はい。ほかにございませんか。
伊藤委員	19.1円というのが、ほかのし尿の収集と合併浄化槽の収集に比べて少し高い、と
	いうのが疑問に思うところでしたけれど、単価の考え方が違うということですね。
事務局	そうです。定額制で設定したときに、相対的には高いという設定です。
伊藤委員	今現在、単独浄化槽の新設は出来ないので多分どんどん減っていくと思う。だか
	らこれはあまり気にしなくてもよいのではないかと。どのくらいの割合で減ってい
	くものですか。
事務局	減るスピードまでは、不明です。個人のお宅では多くはなく、本来千葉県に廃止
	届が提出されないと市に回ってこないため把握しきれないのが現状です。センター
	の現場の実感としては明らかに毎月2、3件くるのではなく、めったに廃止がこな
	い程度なのでおそらく想定になりますが、単独浄化槽も生し尿も、現場が意外と工
	事できない状況でしたり、非常に大きなホテルで今から今更触れないところに単独
	がついている等、そのようなケースが非常に多いのかな、というのがあります。個
	別の小さなお宅の取り壊しの際に減る可能性はありますけれども、お住まいになっ
	てお使いになっている状況ですとなかなかもう限界なところもあるのかなという
	こともございます。敷地が狭いのでなかなか更新したくても出来ないというお話も
	伺うことがあります。ただ、減っていくことは間違いないのはご指摘のとおりでご
	ざいます。
伊藤委員	単純化して考えると、今、し尿とか合併浄化槽が13.2円ですか。それを117%か
	けていることによって 15.4 円になると、それの手数料と許可業者の差し引き処理
	手数料の配分はどうなりますか。均等ですか。
事務局	現行の条例設定がございまして本市の方が6.2円、頂くような設定でございます。
	衛生センターの方で、3ページのリットルあたり 62 円とこれに 117%かけたところ
	が、7.2円。
伊藤委員	13.2円に117%をかけるのと同じように6.2円に117%をかけるのですね。
事務局	その中で、市の方で頂くところに 17%をかけまして、それを引いた残りは許可業
	者様の分に回る可能性もございます。端数が出た場合は、市の方で最低 17%を頂け
	ればと考えております。
田村会長	許可業者も17%上がるということですね。

事務局	基本的にはそうですね。それを進めた際に単独浄化槽のリットルあたり 19 円と
	いう想定があり、それを含めて3種類の処理、生し尿と単独浄化槽と合併浄化槽す
	べてをあわせての平均です。単独浄化槽をすべて平均してしまった場合には単独浄
	化槽の単価にも少し全体が引っ張り上げられるというのもあり、15.4円という単価
	も単純にかけると算出されますけれども、16円半ばくらいという単価も計算上想定
	されるところでございます。
田村会長	ということは 15.4 円というのはあくまでも現在試算上を変えてすべてを平均し
	た場合には16円半ばというのも想定される。
保田委員	そうすると、19円くらいになりますね。17%上げると。
事務局	全ての平均を出した場合、14.2 円になります。それに 117%をかけたような形も
	想定すると、すべての平均値で単価設定が出来るのではと考えております。
保田委員	そうすると、16.6円ですか。
事務局	そうですね。試算上そうなります。
保田委員	それとほかのところの方が低いですね。現状のほかの所と比較して。
事務局	近隣の市と遜色ないが、若干高いという状況になります。バランス的にもその辺
	は適切でございます。
田村会長	ほかにご意見ございませんか。
全委員	異議なし。
田村会長	はい。それでは本日の協議結果をもとに、「し尿及び浄化槽汚泥処理手数料の改
	定について」に関しまして、本審議会のご意見を集約いたしまして事務局と調整さ
	せていただき、答申案を作成し、次回の審議会で改めてお示したいと考えておりま
	す。よろしくお願いします。

その他

田村会長	続きまして、その他でございます。委員の皆様から何かご意見ございますか。な
	ければ事務局でご連絡申し上げます。
事務局	次回の予定は、来年、令和6年1月22日の午前10時を予定しております。場所
	は同じく7階会議室です。
田村会長	次回の審議会、来年1月22日午前10時を予定しております。その際には明確な
	数字が出てくると思いますので、よろしくお願いします。
	以上で議事を終了させていただきますが、ご異議ございませんでしょうか。なけれ
	ば終了いたします。

池田地区メガソーラーについて

田村会長	続きまして次第の4、報告「池田地区メガソーラーについて」の説明となります。
	(事務局による説明)
伊藤委員	この事業が持ち上がってきた時に、私も相談を受けました。着工時に年数が限ら
	れているとのことで、こんな大がかりなものが出来る訳がないとたかをくくってい
	たのですが、まだこのような事業の計画が続いていることに驚いています。ひとつ
	の区切りとして今回、県に再び許可申請を提出したということですけれども、県の
	方としては事業主体が変わったのに、そのまま継続で許可を出す動きなのか。それ
	からもう一点、今まで結んでいたその協定書を、これも同じ理由で事業者が変わっ
	たのだから、もう一回協定を結び直す。もっと厳しくする様な事が出来るのか。
事務局	分かる範囲内でお答えさせていただきます。許可については、実際には職務執行
	者が変わっても AS 鴨川ソーラーパワーが変わっていない状況もあり、合同会社自
	体は変わっていないことがございます。構成が変わっているということもございま
	して、許可については承継されている状況でございます。協定の中で承継すること
	という条件を当初からつけておりましたので、基本的には承継されております。新
	たに強めて結び直すというところについてはお互い話がつくかという事もござい
	ます。必要性も含めてお相手もおりますので、それはしっかり検討しなければなら
	ない。
伊藤委員	鴨川市から県に対して、この許可を取り消していただきたいと言えないですか。
事務局	実質、許可権は千葉県が持っており、それも一度、許可がしっかり下りていると
	いうところがございます。
伊藤委員	一番初めに許可が下りたときから、5、6年経っていますよね。
	その許可にもまして職務執行者が変わったという話になると、県の方に、こういう
	理由で今まで事業が出来なかったのに、職務執行者を変えて事業を続けていくとい
	う話になると、鴨川市として理由立てし、反対します、という意見を出せる。
	もう様々な箇所でメガソーラーの問題が出てきているではありませんか。それを
	踏まえて、県に対してこの山地は適していないとか、あるいは何かあった時の不安
	であるというか、そのイメージを出して許可を止めるということは出来ないのか。
事務局	実際は要請でしたり、それとは別に止めることの依頼というのは出来ないです。
	要請は出来るのか、その要請は事務レベルになるかそのレベルについてはご説明し
	きれないところがございます。今おっしゃられたような、市からの公文等の要請は
	実際不可能だと思います。
伊藤委員	要請は不可能なのですね。一方的な反対とは違い、もう1回、市の意見を聞くと
	いうことはないですか。
事務局	事務レベルが中心ではありますが、今ご指摘いただいたとおり、許可が下りてか
	ら時間が経過しておりますので、様々な法制度の内容でしたり条件も変わっていま
	す。それらを踏まえて事業者にはより安全な対応をするよう、千葉県も指導してい

	る状況です。その状況は私どもも共有しておりますので、そのなかで事業者に配慮
	を強く求めているところでございます。
伊藤委員	県としては、結構、了承していると。
事務局	許可は下りているので、工事を改めて始めるにあたり、しっかりした計画を持っ
	て再開するよう、また、しっかりした計画を見せるよう事業者に申し伝えてあり、
	それをもって再開の手続きをしっかり踏むように、という状況ですので許可が無効
	ということではない。この点が、分かりづらいところです。
中野委員	許可がそのまま有効になっている。例えば会社がやっている営業許可にしても会
	社がどの役員になっても会社の営業許可を継続していると同じような理由で、AS
	鴨川ソーラーパワー合同会社というのはこういう内容で、太陽光パネルを建設する
	ことに対する県の許可は継続しているということが大前提だと思います。
	今、伊藤先生が言われたような質問の中でやっぱり確かめなければならないの
	は、鴨川市として、権限がなくても市民の意向として反対の声明を出すようなこと
	があるか、というのがまず許可が継続している中で一つだと思います。そこまでや
	るのかどうかという流れを鴨川市で作れるのかということが、やはり市民としては
	まず気になるところだと思います。それから、今の話だと、もう一つ。許可が継続
	しているという前提の中で、今、伊藤先生がおっしゃられたようにいろんな状況が
	変わった訳ですよ。太陽光パネルを山地に切り盛りして作ることについては。そう
	するとそういう状況を知った新しい人がやることになったので、それはより厳しい
	のは当然つけてもらわなければいけないということは当然の態度じゃないかなと
	私も思います。それは許可がおりたときの状況のままではなくて、やはり人が変わ
	ったのだから、これだけの状況が、環境が。変わったことを知っている人が今度や
	ろうというのだから、この間の環境の変わった様々なリスクを踏まえて、より厳し
	いそれに対応できることをやるという条件はつけられるのではないかなと、それは
	期待したいと思います。ただ、その話でいうと、一応は許可前提という話の中で条
	件をつけることになるので、それについてどういう態度を表現するかということは
	いろいろと考えなければいけないというかですね、鴨川市民、鴨川市がどちらに行
	くかというか、どちらでもいいながらやれるのかということはあります。
齋藤委員	市民として、やはり一番は人の命だと思います。
	今回の台風 13 号による大雨で、天津地区は今まで見たことがないぐらいの状況
	になりました。うちの近所も凄かったです。それというのは、5年前と今の気象状
	況は全然違う訳ですよ。5年前に許可されたことだから、行政はそれを変えないよ。
	というのは、それは全然人間と社会の本質からは離れてしまっていて、地球環境が
	変わってしまったのだから、それに対応しないと、何かあってからでは間に合わな
	いと思います。天津は本当に、1時間降ったら大変な事になっていましたよ。1時
	間で、あの短時間であんなになってしまったのだから、もう1時間降ったらもう、
	おそらく凄く埋まってしまったと思う。水が全部行ってしまったような感じです
	よ。そのくらい酷かったです。その辺を踏まえて、市民として自分の家がそうなっ
l .	

	たら自分の子供の家がそうなったら親の家がなったらどうなるのかということを
	やっぱりもう一度市民目線で、みんなで考えないと。行政の考えも大事なものなの
	ですが、市民の皆さんに言わないと、みんなが疑心暗鬼になっているので、非常に
	良くないと思います。今一度、県にもきちんと話をして、県民としてどうですかと
	いうところの話をして欲しいと思います。
田村会長	はい。
	事務局、今の意見に対して、状況が変わったのだから、対応が必要ではないか。
事務局	県ともよく協議しているところではあり、県もその辺十分対応したいというとこ
	ろであります。但し、実際に現状では旧基準というか5年前に検討したもの、それ
	に比べて新しいものの方がより安全側に振られているということは確かだろうと
	いうことはあります。それをもって必ずしも旧基準が危険というものか、というこ
	ともあり、それらについては十分に調整させていただきたいということがございま
	すので、お話としては重々わかりますけれども、その辺はまた千葉県とも協議の必
	要性を感じております。
齋藤委員	一つ言えるのは、先ほど言ったように、環境が変わってしまっているのがまずあ
	りますよね。環境というのは、地球の災害のレベルが違ってきてしまっているので、
	それは多分そこまで盛り込んでいないと思います。今の新しい基準に対しても、前
	回は熱海の件とかもありましたけど、その後には変わってないはずですから、その
	前に変わったものだけでやっているはずです。それ以上に気象が変わってしまって
	いて、それに付随して今回、実入トンネルのところに流木が溜まりかなり深刻な状
	況でした。今でさえ水を溜めておく力がないので流れてしまっている。そういうこ
	とも実際に起こっているので、この街で。それを踏まえてやらないと、5年前と同
	じ山林の状況なのかどうかわからないですよね。その時はそれで良かったかも知れ
	ないけれど、今のこの雨と山が弱っているのとダブルパンチでも受けてしまった
	ら、変な話、この鴨川市全体が水没する可能性だってあるので、その辺も踏まえて、
	市民を守る対応をして欲しいと思います。
田村会長	はい。
	市民からこういう意見があることはやはり伝えないといけないと思います。
市長	ちょっとよろしゅうございますか。
田村会長	はい。市長さん、どうぞ。
市長	皆さん方のお話、そしてまた議会の皆さん方、そしてまた多くの市民の皆さん方
	がそこを一番心配しているということは私共も十分理解しているところでありま
	す。そういうことも含めて、今、県と市と事業者の中でしっかりとしてまいりまし
	ょうよ、ということの話し合いをしているところであります。当然のことながら、
	県としても、我が市としてもまず何よりも安全で安心な計画であること、これを県
	の方も言っているところでありまして、それに対してどういうふうにしていくかと
	いうところが、事務レベルと言いましょうか、県と市と業者との間の話の中で今行
	なっているところであります。県の方はもちろん、国ともいろいろな連携をとりな

Г	
	がら、まず何よりも新しい基準に遡及出来るかどうか。これはもうすでに皆さん方
	も充分にご承知のことと思いますが、それは出来ない。あくまでも許可した時点で、
	もう許可を得ていますよ、というスタンスは県として一貫しているところでありま
	す。しかしながら、今こういうような状況で先ほど斉藤委員さんがおっしゃったよ
	うな状況であるということも県の方も認識しているところでございまして、私ども
	も、それと合わせるような形で共有するような立場にいるというところでございま
	す。今後でございますが、今日の審議会に、なにゆえ報告させていただいたかとい
	う理由も一つはそこにあるところでございまして、これまでもこういうような報告
	はさせていただいたところでありますが、だいぶ時間も経っておりますものですか
	ら、また皆様方からの意見も頂戴しながら今後対応していくことになるだろうな。
	このように思っております。
	今の段階では県と市とそれから事業者の間の中で、事務レベルで打ち合わせ的な
	形で行なっているというのが現状でございます。その中で何度も言いますけれど
	も、議会の中でも答弁させていただいたのですが私どもとしては今現在の協定書を
	しっかりと遵守をしながら安全である、この担保をしっかりと出来るような形で話
	し合いをしたいなということで、今打ち合わせを行っているということでございま
	す。
齋藤委員	これはまた変更があったら行うということですか。これについては次第に入って
	いなかったと思うのですが。
事務局	状況によって会議を開催するか、もしくは情報提供で逐一必要に応じて対応させ
	ていただきたいと思います。
齋藤委員	ぜひ県の方には鴨川市民県民の命を大事に、ということはぜひ伝えていただきた
	いと思います。
田村会長	貴重な意見をありがとうございました。
中野委員	協定書を改めて確認させていただきました。私は土木業なので。森林課というのは
	土木部と違って開発をする方ではなく、そこの林野を保全することを旨としてい
	る。監督というかそういう所掌しているところでありまして、我々も森林課の仕事
	というのは砂防工事だとかご存知のとおり。それから山を守る保全することを業務
	1. トス切甲ものと、 てまいギエトデスキョンリー・1 きごいとよりかいのしかしょ
	とする部署なので、工事が着工に至る許可が出ても、心配があまりないのかなとい
	きする部者なので、工事か看工に至る許可か出ても、心配かめまりないのかなどい うふうに思っています。これだけの工事なのでチェックがね。結局、熱海でも、許
	うふうに思っています。これだけの工事なのでチェックがね。結局、熱海でも、許
	うふうに思っています。これだけの工事なのでチェックがね。結局、熱海でも、許可出していてチェックしてないとそうなってしまう。チェックをどうするか、とい
	うふうに思っています。これだけの工事なのでチェックがね。結局、熱海でも、許可出していてチェックしてないとそうなってしまう。チェックをどうするか、というのが結構大変だと思います。多分、最初懸念した時も、今も、残土を扱う業者は
	うふうに思っています。これだけの工事なのでチェックがね。結局、熱海でも、許可出していてチェックしてないとそうなってしまう。チェックをどうするか、というのが結構大変だと思います。多分、最初懸念した時も、今も、残土を扱う業者はこの中に入っていない。メモにも入っていないみたいですけど、これだけ広いとこ
	うふうに思っています。これだけの工事なのでチェックがね。結局、熱海でも、許可出していてチェックしてないとそうなってしまう。チェックをどうするか、というのが結構大変だと思います。多分、最初懸念した時も、今も、残土を扱う業者はこの中に入っていない。メモにも入っていないみたいですけど、これだけ広いところで少し開けたってえらい残土入ってしまったりするじゃないですか。そういう心
	うふうに思っています。これだけの工事なのでチェックがね。結局、熱海でも、許可出していてチェックしてないとそうなってしまう。チェックをどうするか、というのが結構大変だと思います。多分、最初懸念した時も、今も、残土を扱う業者はこの中に入っていない。メモにも入っていないみたいですけど、これだけ広いところで少し開けたってえらい残土入ってしまったりするじゃないですか。そういう心配は当時も市民の方で太陽光パネル自体は心配でなくても、そういう心配をした方

	ある一定の方が見に行っているようです。そういうのが市民の安心にはつながるの
	かなと思います。
事務局	今ご指摘いただいた現地のチェックですけれども、実際に千葉県の方でも、こち
	らの許可をおろす際に相当手厚い意見書等々を添付していただいております。
	実際に始まった際には、通常は来ないですけど、本課の方でも月1回ですとか、
	南部林業の方も週1で現場を確認するというようなことも示されておりましたの
	で、千葉県の方も事業の大きさに関しては配慮を相当しているということはござい
	ます。
	市の方もまた、情報交換等、どの程度一緒にカバー出来るかというところも考え
	ながら対応して参ります。実際に千葉県も新しい制度や法制度での事業を進めさせ
	ることがなかなか難しいという状況でありながらも、しっかり指導しているところ
	もございます。また市の方で今お話をさせていただきました5項目の条例協定等々
	でも対応を求めている部分があり、それらについて事業者もなかなか応じ切れない
	部分、また整理しきれない部分等もあり、なかなか事業が進んでいないというよう
	な状況もあろうかと思います。またそれらについて引き続き、県と情報共有を図り
	ながら対応させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
市長	少々補足させてもらいます。平成31年に許可がおりたわけですね。それ以後6
	回にわたってここまで伸びてきた理由は一つにはそこにあるだろう、とこのように
	私自身は感じているところでございます。従って、しっかりとその辺のところはこ
	れからも話し合っていかなければいけないもの、というふうに理解していきたいと
	思います。
田村会長	はい。よろしくお願いします。
	それでは以上で本日予定しておりました事項すべて終了いたします。これにて議
	長を退きます。ありがとうございました。
事務局	慎重なご審議をいただきありがとうございます。
	以上をもちまして第3回鴨川市環境審議会を閉会いたします。

本会議の内容を確認したので署名する。

令和 6 年 1 月 22 日

会議録署名人 中野 高明